

第 151 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 4 月 12 日（水曜）10:00～11:10
場 所	センタープラザ西館 6 階 9 号室
議 題	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書に関する審議（第 2 回）
出席者 34 名	◇審査会委員：14 名 市川委員，太田委員，沖村委員，島委員，島田委員，武田委員，田中委員 花嶋委員，花田委員，藤川委員，藤原委員，増田委員，宮川委員，山下委員
	◇環境局職員：14 名 斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 灘環境調査担当課長，中村自然環境共生課長 ほかに事務局 9 名
	◇事業者：6 名 大阪湾広域臨海環境整備センター 尾川常務理事 ほかに 5 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴人 5 名）

○開会

- 【議 長】** ただいまから，第 151 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。  
 本日は，フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書に関する審議を予定しております。  
 傍聴人の方々は，お手元にあるファイルの注意事項を守って，審議の円滑な進行にご協力ください。  
 なお，以降の写真の撮影等につきましては，お断りさせていただきます。  
 それでは，事務局，よろしく願いいたします。

- 【自然環境共生課長】** 今年度第 1 回目の審査会ですので，環境影響評価審査会の事務局である自然環境共生課の人事異動について，ご報告いたします。

《事務局より説明》

続いて，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議長】 この後の議事では、審査会としての意見を取りまとめるための審議を行います。この情報につきましては、神戸市情報公開条例第10条第4号に定める審議検討等情報として本審査会運営規程第5条第1項第1号に当たるため、非公開での審議を行いたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

ご異議ございませんようですので、後ほど審査会としても意見を取りまとめるための審議の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。事務局より事業者の紹介をお願いします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは事務局より、資料8についての説明をお願いします。

《事務局より、資料8 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る環境影響評価の審査について説明》

【議長】 続いて、事業者より資料6についての説明をお願いします。

《事業者より、資料6 フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧及び意見書提出状況について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 配慮書の縦覧に関して、配慮書ダウンロードサイトへのアクセスが非常に多いようですが、アクセス件数として記載されている数は、配慮書のダウンロード件数か、サイトへのアクセス件数のどちらでしょうか。

【事業者】 サイトへのアクセス件数です。

【委員】 配慮書のダウンロード数はわかりますか。

【事業者】 そこまでは把握できておりません。

【委員】 資料8の図2で、公有水面埋立区域の西側に陸地がありますが、この部分はどういう扱いなのでしょう。

【自然環境共生課長】 港湾計画上の港湾施設の建設予定があると聞いています。

【委員】 兵庫県庁での縦覧者数が0名ですが、縦覧の場所はどこだったのでしょうか。

【事業者】 兵庫県庁の環境影響評価室で縦覧をしていただきました。

【委員】 兵庫県庁には、情報閲覧室のような場所もあったと思いますので、そういった来庁者が訪れやすい場所で縦覧されることを検討してはどうでしょうか。

【議長】 それでは、次に資料7について説明をお願いします。

《事業者より、資料7 水の流れの予測における潮流場について説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 潮流場に関する資料をご提出いただき、ありがとうございました。水質の予測手順がよくわかりました。

【委員】 恒流の場合は、確かに南護岸から排出したほうが速やかに拡散されるように見えますが、明石海峡東流最強時の場合は、湾奥部への流れが大きいように見えますが、その場合でも拡散されるのでしょうか。

【事業者】 水の拡散の際に重要な流れは恒流になります。確かに東流最強時は、湾奥側に流れますが、時間が経過すれば転流して沖側に流れるため、最終的には恒流で判断することが妥当と考えています。

【委員】 潮流の予測について、資料では表層の結果しか分かりませんが、それ以外の層では実施されていないのでしょうか。

次に、沖縄でサンゴ礁への影響を検討した事例では、赤土などの環境に影響を及ぼしそうな物質の沈降速度も考慮して、排水の環境影響を最小限にする方法を考えました。今回の事業実施想定区域では藻場への影響がそれに相当すると考えられますが、そういった観点からの環境影響の検討はされているのでしょうか。

また前回の審査会では、事業実施想定区域の周辺では複数の種類の魚類が確認されているとの説明がありましたが、排水の拡散による生物への影響は予測されているのでしょうか。

【事業者】 潮流の予測計算は、表層以外の層でも行っています。今回の事業では、浸出液処理水を表層に排水することから、代表的な結果として、表層での予測結果を記載させていただきました。

次に、水質の予測については、事業実施想定区域の周辺海域では、横方向90メートル、縦方向2メートルのメッシュに区切り、その中で生物の分解や沈降などを考慮して計算を行っています。

生物への影響については、今回は配慮書段階のため、水の濁りによる影響のみを予測することとしました。また、事業実施想定区域の全域で同時に工事を行うという極端なケースを想定して予測を行いました。準備書段階では、実際の工事に即した形で予測を行う予定です。

【委員】 海底生物によっては、懸濁物質の沈殿や堆積があると全く生息、生育できなくなることがあり得ますが、そういった観点からの検討は、今後の手続で実施されるのでしょうか。

【事業者】 濁りによる影響を測る指標として、水産用水基準で定められている基準を用いて予測をしています。

【議長】 他にはよろしいでしょうか。それでは、事業者の方、ご説明ありがとうございます。退席していただいて結構です。

《事業者退出》

それでは、これからの審議を非公開といたします。傍聴者の方は恐れ入りますが、資料はお席に置いていただき、ご退出いただきますようお願いいたします。

《傍聴者退出》

【議長】 それでは、資料を配付してください。

《資料の配付》

【議長】 資料の説明をお願いします。

《事務局より、審査会意見骨子案を説明》

【議長】 ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見がございましたらお願いします。

【委員】 個別的事項の動物・植物・生態系について、新しく海上に作った場所に生息・生育する生物は全て外来種になると思いますが、外来種という言葉はどの程度の範囲を意味するのでしょうか。

【委員】 特定外来生物という意味でいいと思います。

【委員】 水環境について、浸出液処理水の排出による有害物質についての影響の把握、とありますが、有害物質の範囲は、環境基準や排水基準に関する物質なのか、化審法に定める物質を含むのか、あるいはそれ以上に先進的な有害物質まで含むのでしょうか。

【自然環境共生課長】 有害物質の範囲については、この審査会でご審議いただければと思っています。

【委員】 計画段階環境配慮書に対する住民意見の中で、排水口を海側に伸ばしてほしいというご意見がありますが、これはどういう趣旨のご意見なのでしょうか。

【自然環境共生課長】 意見の趣旨については、事業者から詳細な報告を受けておりませんので、改めてご報告させていただきたいと思います。

【委員】 今のご意見以外についても、いくつか理由が分からないご意見がありますので、併せて確認していただければと思います。

【委員】 住民意見に対する事業者の見解を聞いていただければよいと思います。

【委員】 西側の護岸について、生物多様性の観点から、緩傾斜護岸にしたほうがよいのではないのでしょうか。この部分については港湾施設が計画されているため緩傾斜護岸にしないというご説明でしたが、排出口の複数案であるB案、C案では、排出口を西側の護岸側に設置しようとする案であり、矛盾しているのではないのでしょうか。

以上のことから、西側の港湾施設は、いつ頃整備される予定かということ、排出口が整備されても支障がない程度の幅なのかどうかを教えてくださいたいと思

います。もしかしたら、先ほどの排水口を海側に伸ばしてほしいという住民意見も同じ趣旨のご意見なのかもしれません。

【環境保全部長】 今回の公有水面埋立地の西側については、港湾計画上の埠頭用地となっており、垂直護岸を採用せざるを得ない状況になっております。その他の護岸については、緩傾斜護岸等を採用して生物の多様な生息・生育環境を整備していくこととされております。

西側の港湾施設が建設された際に、フェニックス3期神戸沖埋立処分場の浸出水処理が継続している可能性があります。その場合は排出口による支障が生じないよう調和がとられるものと考えております。

西側の港湾施設の整備時期については、手元に資料がないためこの場でお答えすることができませんが、港湾計画上は埠頭用地が建設される計画になっておりますので、その前提のもとで、フェニックス3期神戸沖埋立処分場設置事業をよりよくするためのご意見を賜りたいと存じます。

【委員】 港湾設備がすぐにできないのであれば、一旦、緩傾斜護岸を整備することを検討してもよいのではないかと考えました。

【環境保全部長】 確かにご指摘のとおりですが、今後、港湾の需要が高まってくれば、廃棄物による埋立を土砂による埋立に変更して整備を急ぐ可能性もあり得ます。いったん緩傾斜護岸に整備した後に垂直護岸に変更しようとする、それに伴って相当な費用がかかると思われま。

さらに、緩傾斜護岸を整備することによって藻場が形成された場合、その後の垂直護岸の整備の際にそれを除去しないといけなくなる問題が生じることも予想されます。

事業者は、港湾管理者から委託を受けて埋立事業を実施するという立場ですので、事業者に対する意見としては荷が重いのではないかと考えております。

【委員】 必ずしも緩傾斜護岸にしてほしいと申し上げているわけではありません。先ほどから港湾施設という言葉が出てきているにも関わらず、それがいつごろできるのか分からないままであるため、ご質問させていただきました。

【委員】 配慮書についての専門家等からの助言と重複する内容ですが、方法書以降で潮流の影響を検討すべきということを念を押して指摘してはどうでしょうか。潮流は、水環境や生態系への影響を予測、評価する際に無視できない項目だと思います。

【委員】 私も、意見として入れていただいたほうがよいと思います。

【自然環境共生課長】 分かりました。審査会意見に追加させていただきます。

【委員】 10年ほど前の台風で、2期神戸沖埋立処分場の護岸が被災したことがあったと思います。今後も大きな自然災害が起きる可能性がありますので、平常時だけではなく災害時の環境影響について意見を付けたほうがよいと思います。

【委員】 台風や高潮で、内水が溢れる可能性も考えられます。

【自然環境共生課長】 ただいまのご意見に関連して、本日ご欠席の委員からも、災害廃棄物を受け入れ

るというプラス面の記載だけでなく、処分場が災害を受けた時の対応を今後の図書に記載したほうがよいとのご指摘をいただいております。

【委員】 計画段階配慮事項に大気質を選定しなかった理由として、平成 27 年度の六甲アイランド南建設事業の事後調査において、二酸化窒素、硫黄酸化物等が環境基準に適合していることを挙げておられます。確かにそのとおりなのですが、大気質の経年変化のグラフを見ると、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度が 2 期神戸沖埋立処分場事業開始の平成 13 年度以降に上昇しているように見えます。どちらの物質も、全国的に改善傾向にあることを踏まえると、今回の事業では大気質についての配慮が必要ではないかと思えます。

【自然環境共生課長】 その点についても、審査会意見に加えたいと思えます。

【議長】 他にはいかがでしょうか。ご意見がないようですので、それでは、本日の審議で決まった方針で事務局と表現を精査し、審査会の意見として取りまとめたいと思えますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、本日の審議はこれで終了いたします。

事務局より、本日の資料の取扱い及び今後の予定について説明をお願いします。

【自然環境共生課長】 今回、審査会意見の審議資料としてお配りいたしました骨子案につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等の情報に該当するため、一旦非公開とさせていただき、審査会意見の公表後に公開させていただきたいと思っております。

次に、本日の審議でご意見をいただいた内容を確認させていただきます。1 点目は大気質に関する意見を加えること、2 点目は災害時における対応の意見を加えること、3 点目は水環境の意見に潮流の影響も考慮することを加えること、以上のご意見だったと思えます。これらについて修正を行い、会長及び副会長と表現等を精査させていただいた上で、審査会意見とさせていただきたいと思えます。

その後、審査会意見を踏まえて市長意見書を作成し、事業者に送付することといたします。

本日は、どうもありがとうございました。